

指名停止措置の解除について

下記業者に対する指名停止措置を解除しました。

- 1 業者名及び住所
株式会社シンセイ建設 美唄市字美唄1447番地59
- 2 解除日
令和7年9月29日
(当初指名停止措置期間 令和7年6月24日 ～ 令和8年6月23日 までの 12カ月)
- 3 解除理由
本市発注の上下水道工事をめぐり、令和7年6月20日背任の疑いで株式会社シンセイ建設の代表取締役が逮捕されたことにより、同年6月24日開催の第13回審査会において指名停止を措置していたが、同年9月22日付けにおいて不起訴処分となったことから、同年9月29日開催の第28回審査会において指名停止の期間の特例に該当するものとし解除するもの。
- 4 解除要件
美唄市建設工事等請負業者審査会設置規程第2条第5号 別表3
第3 指名停止の期間の特例
(6) 指名停止の期間中の参加資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該参加資格者について指名停止を解除するものとする。